

関係機関 各位

那覇市医師会

会 長 友利博朗
理 事 宮城政剛



新型コロナウイルス感染症に係る外来診療受診時の公費負担医療の取扱いについて

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「新型コロナウイルス感染症に係る外来診療受診時の公費負担医療の取扱いについて」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

別紙は当会ホームページにも掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：石垣・前泊 / 電話 098-868-7579）

..... 記

沖医発第 970 号
令和 4 年 10 月 3 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会
会長 安里哲好

新型コロナウイルス感染症に係る外来診療受診時の公費負担医療の取扱いについて

今般、沖縄県保健医療部から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

本件は、去る 9 月 26 日より新型コロナウイルス感染症患者の発生届の対象者が変更されたことに伴い、これまで公費負担の根拠とされてきた、令和 2 年 4 月 30 日付け厚生労働省健康局結核感染症課長発出文書「健感発 0430 第 3 号新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」の取り扱いに一部変更がある旨の通知となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

記

- 新型コロナウイルス感染症に係る外来診療受診時の公費負担医療の取扱いについて

(令和 4 年 9 月 26 日(保ワ第 671 号))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：高良、平良
TEL：098-888-0087 FAX：098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp



保ワ第671号
令和4年9月26日

沖縄県医師会長 殿

沖縄県保健医療部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る外来診療受診時の公費負担医療の
取扱いについて

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
平素より本県の保健衛生行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、標記の件につき、これまでに令和2年4月30日付け厚生労働省健康局結核感
染症課長より「健感発0430第3号 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊
療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」が発出されており、本県
においても運用を行っているところですが、令和4年9月26日より発生届の対象者
が限定化されたことに伴い、取扱いに一部変更がございますので通知いたします。
つきましては、貴会員への周知についてご配慮くださいますようお願い申し上げ
ます。

記

- 「新型コロナウイルスに係る外来診療受診時の公費負担医療の取扱い
(R4. 9. 26以降)」

(県 HP)

・ https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/vaccine/covid19_gairairyoyohi.html

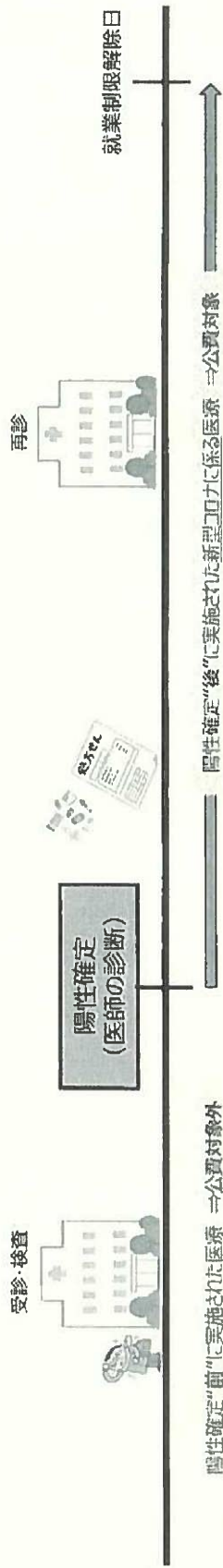
〈お問い合わせ先〉
沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課
担当：赤嶺
TEL 098-866-2013 FAX 098-869-7100

〈新型コロナウイルス感染症〉 宿泊療養および自宅療養期間における医療費の取扱い (R4.9.26以降)

沖縄県

新型コロナウイルス感染症患者のうち、軽症者等が宿泊療養や自宅療養の期間中に提供された新型コロナウイルス感染症に起因する医療（往診、訪問診療、電話等情報通信機器による診療、訪問看護、調剤等）に関する費用については、保険給付分を差し引いた当該患者の自己負担相当分が、公費負担の対象となります。

《医療機関にて検査当日に陽性の確定診断を受けた場合》



○公費の対象

陽性が確定した以降に実施した新型コロナウイルス感染症にかかる医療

例：処方箋料、調剤薬局を含む調剤料及び薬剤費、胸部レントゲン 等

○公費の対象外

検査により陽性が確定する前に実施した初診料、再診料、院内トリアージ料等

- ※ 1 公費の対象となるのは、**陽性確定診断後の治療**からです。
- 2 PCR検査等で結果判明までに時間を要し、**結果判明前に薬剤処方等を行った場合の医療費は同日でも対象外**となります。
- 3 新型コロナウイルス感染症の療養期間が終了した後の医療費等については、**公費負担の対象**となりません。

医療機関のみさまへ

該当する医療を提供された医療機関におかれましては、請求事務の際、下記にお示しする公費負担者番号及び受給者番号を用いて、審査支払機関へ当該給付分をご請求ください。

また、医療機関間で患者を引き継ぐ場合のご伝達の際には、当該患者の公費適用に関する情報のご共有など、相互で連携していただきますようお願いいたします。なお、公費対象となる自己負担分を徴収してしまつた場合は、自己負担分を患者へ償還し、公費レセプトにて審査支払機関へご請求ください。

公費負担者番号：28470607 (沖縄県)
公費受給者番号：9999996 (共通)

医療機関等窓口において、新型コロナウイルス感染症患者と診断されているか確認する場合は、下記の書類やメール等をご確認ください。

発生届対象者

- ・マイハシスによる療養証明書
- ・保健所からのSMS

※ 1 発生届の対象については、①65歳以上の者、②入院を要する者、③重症化リスクがあり、かつ、治療薬または酸素投与が必要な者、④妊婦に限定されています。

2 上記にて確認がとれない場合、氏名・生年月日をご確認のうえ、沖縄県ワクチン・検査推進課感染症予防班（098-866-2013）へご連絡ください。

発生届対象外の者

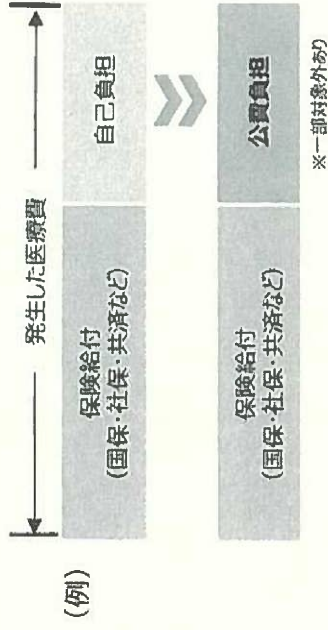
- ・新型コロナウイルス感染症と診断された発生届出対象外の方への案内書
- ・新型コロナウイルスの検査を受検された方への案内書
- ・沖縄県陽性者登録センターへの登録が確認できるメール
- ・民間検査機関や接触者PCR検査センターからの診断通知（陽性結果通知のみでは不可）
又は
- ・沖縄県抗原定性検査・陽性者登録センターへ問い合わせ

【お問い合わせ受付時間】 10：00～12：00、13：00～17：00（土日・祝祭日含む）
【電話番号】 080-4102-0267 / 080-6488-2381 / 080-6488-2382

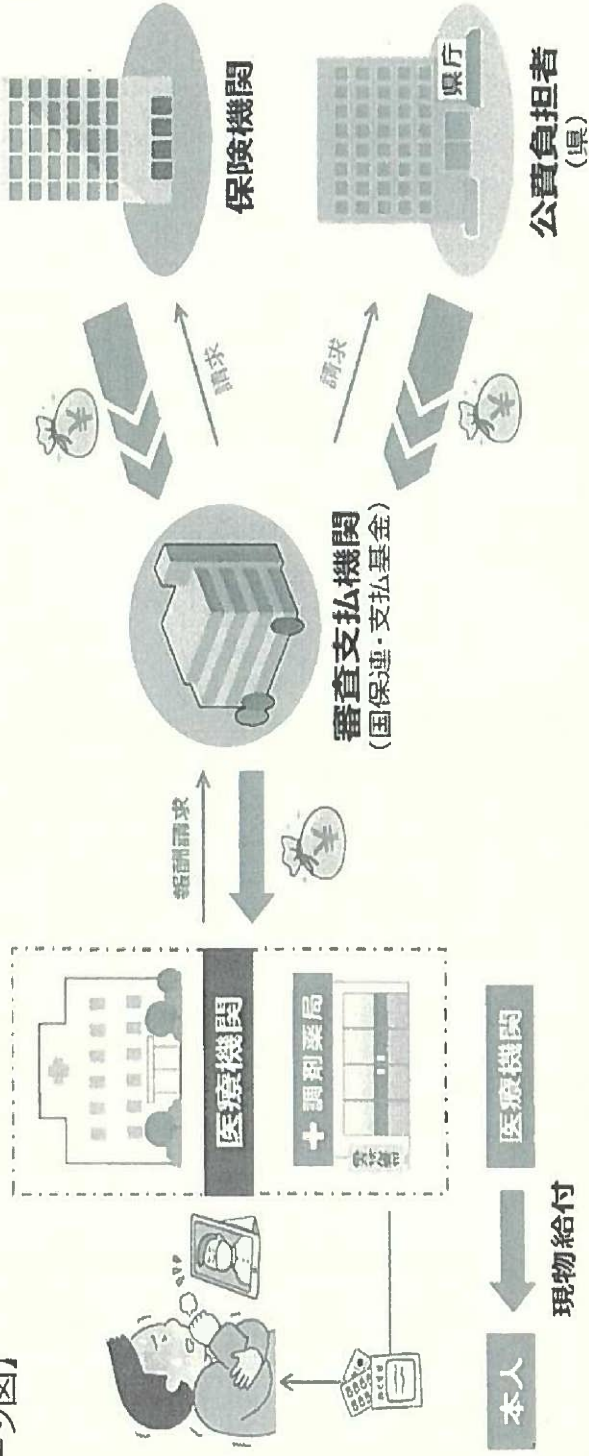
※患者ご自身で登録が済んでいる場合に確認が可能です。

【公費負担イメージ図】

新型コロナウイルス感染症の療養期間中に提供された新型コロナウイルス感染症に関する医療については、保険給付が差し引かれた自己負担相当分を公費で負担します。



【給付イメージ図】



※公費負担分の医療費は、医療機関が審査支払機関へ請求します。